◎新潟県告示第940号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年10月17日

新潟県知事 花角 英世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 柏崎都市計画ごみ焼却場

名称 1号 クリーンセンターかしわざき ごみ焼却場

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課